

公益財団法人日本デザイン振興会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

制 定：平成23年6月1日

最終改正：平成30年3月13日

施 行：平成30年3月13日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本デザイン振興会（以下「振興会」という。）定款第13条第3項及び第27条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第21条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、振興会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 振興会は、常勤役員及び非常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じて退職手当を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 振興会の常勤役員の報酬年額は別表第1「常勤役員の報酬年額」のとおりとし、役員のうち各々の理事の報酬年額は別表第1「常勤役員の報酬年額」のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は別表第2「非常勤役員の報酬」に基づき支払うものとする。
- 3 常勤役員に対する退職手当は、評議員会において別に定める役員退職手当支給基準に関する内規による。
- 4 各評議員の報酬等は、定款第13条に定める金額の範囲内において別表第3「評議員の報酬」に基づき支払うものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支給するものとする。非常勤役員及び評議員にあっては、理事会又は評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、貸付金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 振興会は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤費を支給し、その計算方法は別に定める給与規程によるものとする。

3 役員及び評議員が業務のために旅行した場合は、別表第4「役員及び評議員の海外出張における日当について」に基づき支払うものとする。

(公表)

第8条 振興会は、この規程及び役員退職手当支給基準に関する内規をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成22年12月22日理事会議決)

附 則

別表第1は、平成27年1月30日に改定し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

別表第2及び別表第3の改定は、平成27年3月4日から施行する。

附則

この規程の変更（別表第4を含む。）は、平成30年3月13日から施行する。

<別表第1> 常勤役員の報酬年額

常勤役員の報酬年額は、以下の計算により得た額を上限とする。

報酬年額＝月額給与×（12ヶ月＋3ヶ月）

月額給与

(1) 理事長	1, 315, 700円
(2) 専務理事	985, 300円
(3) 常務理事	944, 000円

<別表第2> 非常勤役員の報酬

- ①理事会及び評議員会出席の都度、謝金として一人一律20,000円、
- ②理事会及び評議員会とは別の役員及び評議員による会議（役員懇談会）出席の都度、謝金として一人一律20,000円
- ③本会の依頼を受けて外部の会議等に出席の都度、謝金として一人一日につき一律20,000円
- ④本会の依頼を受けてデザイン審査やデザイン審査の指導・助言する都度、謝金として一人一日につき一律50,000円、一人半日につき一律30,000円
- ⑤本会の依頼を受けてシンポジウム・セミナー等の講師を務める都度、謝金として一人一日につき一律50,000円、一人半日につき一律30,000円
- ⑥監事の監査に対する謝金単価 1時間当たり10,000円

<別表第3> 評議員の報酬

- ①評議員会出席の都度、謝金として一人一律30,000円
- ②評議員会とは別の役員及び評議員による会議（役員懇談会）出席の都度、謝金として一人一律30,000円
- ③本会の依頼を受けて外部の会議等に出席の都度、謝金として一人一日につき一律30,000円
- ④本会の依頼を受けてデザイン審査やデザイン審査の指導・助言する都度、謝金として一人一日につき一律50,000円、一人半日につき一律30,000円
- ⑤本会の依頼を受けてシンポジウム・セミナー等の講師を務める都度、謝金として一人一日につき一律50,000円、一人半日につき一律30,000円

<別表第4> 役員及び評議員の海外出張における日当について

役員及び評議員が業務で海外出張する場合には、日当として日額3,000円を支給する。